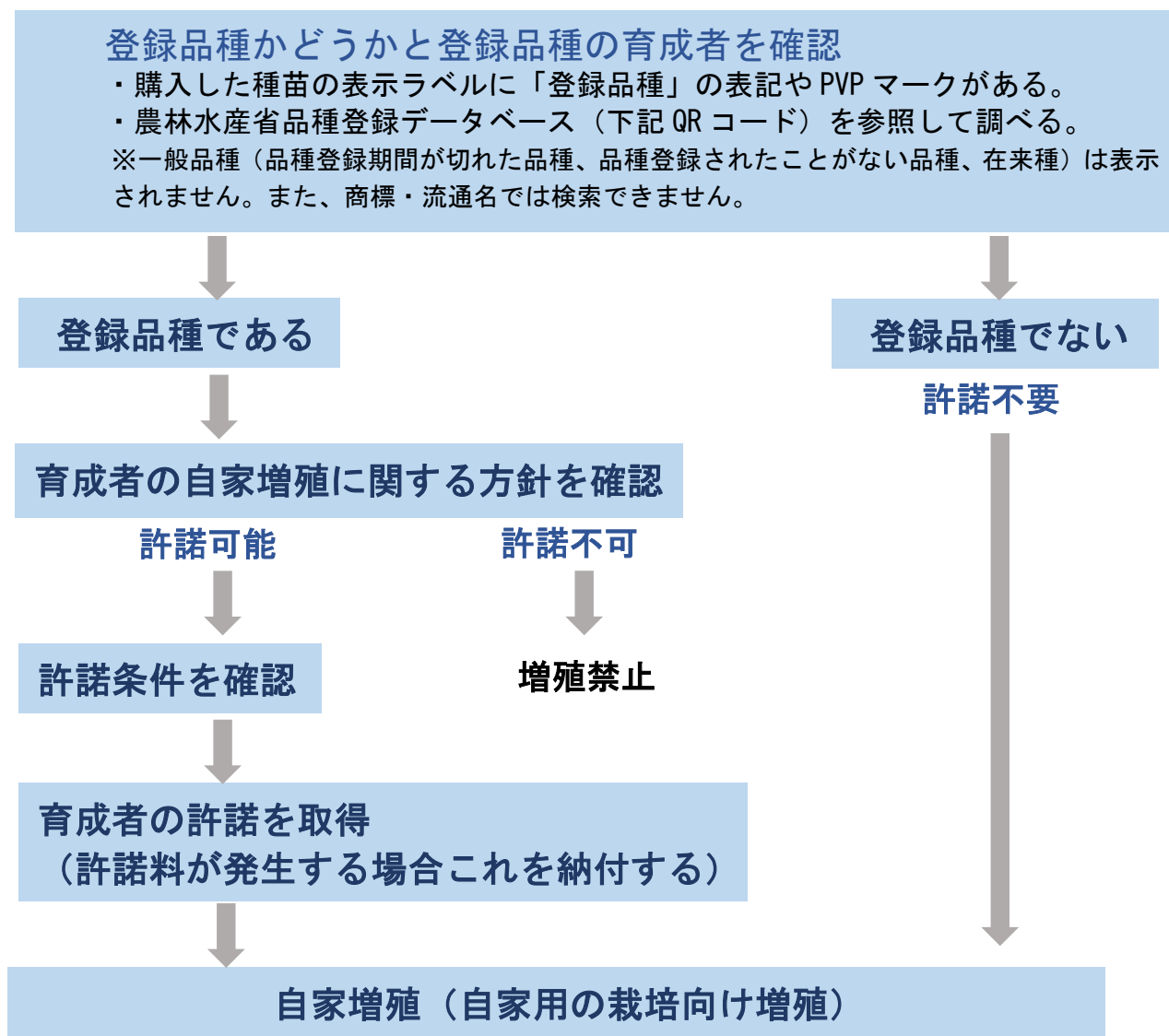


種苗法改正により、令和4年4月1日から登録品種（種苗法で登録された品種）を自家増殖*する場合には育成者の許諾が必要となります。

*登録品種の種苗等から得た収穫物、苗木、親株、穂木（剪定枝、緑枝等穂木として利用可能な全ての部位を含む）等を用いて、自己の農業経営において更に種苗として利用する行為を本県では「自家増殖（自家用の栽培向け増殖）」としています。（自家増殖の具体例は、表1参照）

自家増殖しようとする場合は、育成者の許諾が必要となるため、事前に登録品種であるかどうか、登録品種である場合は必ず育成者の許諾方針を確認し、必要な手続きを行って下さい。（県内で栽培されている主な品種は、表2参照）

<自家増殖（自家用の栽培向け増殖）を行う場合の確認手順>



登録品種を育成者に無断で増殖・譲渡すると種苗法に違反します。

【農林水産省品種登録データベース】

HP アドレス：<https://www.hinshu2.maff.go.jp/>

